

平成27年度 事業計画

I 基本方針

社会背景や福祉の諸問題による社協の具体的な役割が変化しています。例えば、災害ボランティア活動の推進では社協が核になることが標準モデルとなっており、生活困窮者自立支援法の制定をはじめとする困窮者支援では、社協らしさの発揮が期待されています。

さらに、社会福祉法人制度改革では、社会福祉法人が「地域における公益的な取り組み」を実施するにあたり、地域の福祉ニーズが適切に反映されるために社協が中心的な役割を果たすケースが想定されるなど、今までの取り組みをベースとした上での新たな展開が必要になっています。

一方で、本会が平成22年度に立ち上げた直方徘徊SOSネットワークは、直鞍地区2市2町で行方不明者情報を共有するしくみづくりへと発展したことに伴い事務局を直方市に移管しました。

また、昭和52年以来続けてきた本会独自の配食サービス事業については、市の配食サービス事業が始まってからも並行して実施してきましたが、市の事業内容が充実したことや本会事業の財源としていた共同募金の財源枠そのものがなくなったことなどから、社協としては一定の役割を果たしたと見え、廃止します。

このような変化に柔軟に対応しながらも、基本的には行政や民間企業等では担えない課題を引き受け、解決の糸口を見出してつないでいくことこそ社協が本領を発揮する部分であることを私たちの共通理解として、各事業に取り組んでまいります。

<社会福祉協議会の活動原則> 新・社会福祉協議会基本要項から抜粋

- 1 広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる。
【住民ニーズ基本の原則】
- 2 住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。
【住民活動主体の原則】
- 3 民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめる。
【民間性の原則】
- 4 公私の社会福祉及び保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる。
【公私協働の原則】
- 5 地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。
【専門性の原則】

II 重点推進項目

- 1 災害ボランティアセンターの設置と運営の訓練
- 2 社協らしい生活困窮者緊急支援の基盤づくり
- 3 日常生活自立支援事業の充実（基幹社協受託の検討）

Ⅲ 実施計画

1 法人運営部門

- ① 正副会長会議の開催
- ② 理事会、評議員会、監事会の開催
- ③ 役職員研修の実施
- ④ 役員の改選

2 地域福祉活動推進部門

(1) 福祉教育・啓発活動

- ① 社協だよりの発行（年4回）
- ② ホームページの運営
- ③ 地域福祉セミナーの開催（災害ボランティア活動関連）
- ④ よこいと運動会の開催（6月21日予定）
- ⑤ 福祉まつりの開催（10月25日予定）
- ⑥ 日曜出合いの広場「もちつき会」の実施
- ⑦ 学校の福祉教育の支援

(2) 小地域福祉活動の支援

- ① 校区社会福祉協議会事業に対する助成
- ② 支え合いマップ作りの推進による校区社協活動の支援強化
- ③ 校区社協会長会議の開催

(3) 福祉ボランティア活動の支援

- ① 電子メール機能を活用したボランティア関連情報の提供
- ② ボランティアルームの提供
- ③ ボランティアの登録・斡旋
- ④ 個人登録ボランティアへの活動機会の提供
- ⑤ 直方ボランティアのつどいの開催（直方市ボランティア連絡協議会との共催）
- ⑥ ボランティア活動保険料の助成等による加入促進
- ⑦ ボランティア活動資材の整備、貸し出し
- ⑧ 直方市ボランティア連絡協議会の支援

新規 ⑨ 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

(4) おもちゃ図書館の運営

- (5) 当事者組織・団体、社会福祉関係諸団体との連携と支援
 - ① 事業に対する助成
 - ② ふくしバスの運行
 - ③ 関連情報の収集と提供
 - ④ 障がい者問題を考える直方市連絡会議の支援
 - ⑤ **直鞍2市2町徘徊SOSネットワークへの協力**
 - (6) 共同募金・歳末たすけあい運動への協力と実施
 - ① 街頭募金の協力
 - ② 歳末たすけあい配分委員会の開催
 - ③ 歳末見舞品贈呈事業の見直し
 - ④ 地域支援事業（校区福祉活動助成）の実施
 - (7) 地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた取り組み
 - ① 生活福祉資金貸付事業の貸付業務（県社協からの一部受託）
 - ② 生活物資緊急支援資金貸付事業の実施
 - ③ 認知症相談、福祉総合相談の実施
 - ④ 男性介護者のつどい
- 新規** ⑤ 生活困窮者緊急支援事業の実施

3 福祉サービス利用支援部門

- (1) 障がい者相談支援センターるーぷるの運営（直鞍地域2市2町の受託）
 - ① サービス等利用計画の作成
 - ② 交流広場7番地の運営
 - ③ 当事者座談会開催の協力
 - ④ 広報誌 るーぷる の発行
 - ⑤ 運営協議会の開催
 - ⑥ 直鞍地区障がい者等地域自立支援協議会事務局の運営（直鞍2市2町からの受託）
 - ⑦ 基幹相談支援センターの運営（直鞍2市2町からの受託）
 - ⑧ 障がい者虐待防止センターの運営（直鞍2市2町からの受託）
 - ⑨ 居住サポート事業の実施（直鞍2市2町からの受託）
- (2) 日常生活自立支援事業（生活支援員業務）の実施（県社協からの一部受託）
- (3) 直方市障がい者在宅福祉サービス状況調査の実施（直方市からの一部受託）
 - ① 障がい者住みよか事業に係る調査並びに申請代行
 - ② 障がい者等日常生活用具等給付事業のうち住宅改修に限るものに係る調査並びに申請代行

新規（４）意思疎通支援事業の実施（直方市からの受託）

4 在宅福祉サービス部門

- （１）移動送迎支援事業の実施
- （２）直方市配食サービス事業の実施（直方市からの受託、月～土）
- （３）車いすの貸し出し
- （４）介護サービス事業の実施
 - ① 居宅介護等事業
 - a ケアプランサービス
 - b ホームヘルプサービス
 - ② 直方市受託事業
 - a 生活管理指導員派遣事業
 - b 移動支援事業（ガイドヘルプ）
 - c 生活サポート事業
 - d 要介護認定調査事業
 - ③ ホームヘルパー定期研修の実施

5 総合福祉センターの運営

- （１）にこにこ教室の充実
- （２）教養娯楽活動の支援
 - ① 趣味の会活動の支援
 - ② 演芸大会の開催
 - ③ カラオケの無料化
- （３）会議室等の貸し出し

6 その他

- ① 筑豊ブロック市町村社協連絡協議会への参画
- ② 直鞍エリア社協連絡協議会への参画